「2025 年日本国際博覧会　会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務」公募要領

1. 業務の名称

2025 年日本国際博覧会　会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務
（以下、「本業務」という。）」

2. 業務の趣旨・目的

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催に向け、会場内清掃・廃棄物管理計画の策定を進めている。

本業務は、協会が 2020 年 12 月に博覧会開催に必要な事業の方針や計画をまとめた「2025 年日本国際博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」、協会が 2021 年度に公表した「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価準備書」、協会が 2021 年度に「2025 年日本国際博覧会 会場運営・会場管理基本計画策定支援業務」において取りまとめた「清掃サービス計画」等の内容を踏まえて、万博の会期前・会期中・会期後（建設工事・解体工事中を除く）の万博会場内における会場内清掃及び廃棄物管理における責任区分、作業内容・運営体制などの深度化を図るとともに、ごみの適正処理に関するガイドラインの作成や概算費用の積算など円滑な会場内清掃・廃棄物管理業務の調査検討を行うことで、来場者が万博会場内で快適な時間を過ごすための美観維持と、環境負荷を軽減し、SDGs（持続可能な開発目標）を体現する万博会場づくりに寄与することを目的とする。

3. 業務の概要

別添仕様書のとおり

4. 委託上限額

金１４，５８５千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 契約期間

契約締結日から 2023 年 6 月 30 日（金）まで（予定）

6. スケジュール（予定）

・2022 年 8 月 4 日（木）：公募開始
・2022 年 8 月 10 日（水）：先行調査成果物開示請求の受付締切
・2022 年 8 月 12 日（金）：質問受付締切
・2022 年 8 月 31 日（水）：提案書類提出締切
・2022 年 9 月上旬頃　　：評価委員会審査
・2022 年 9 月中旬頃　　：結果通知
・2022 年 9 月下旬頃　　：契約締結
・2023 年 2 月末頃　　：中間報告
・2023 年 6 月 30 日（金）：業務終了（業務完了報告書提出）

7. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（５）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（１）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

（２）主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３）消費税及び地方消費税を完納していること。

（４）経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（５）次に掲げる履行実績のいずれかを満たすこと。

① BIE の承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る清掃又は廃棄物管理に関する計画の策定調査業務の経験を有すること。

② 平成元年度以降に開催された地方博覧会に係る清掃又は廃棄物管理に関する計画の策定調査業務の経験を有すること。

③ 国内大規模国際イベント（東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会など）又は国内テーマパーク等の大規模集客施設に係る清掃又は廃棄物管理に関する計画の策定調査業務の経験を有すること。

④ 上記の実績に相当する経験を有すること。

（６）共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

8. 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

上記「７.公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

（１）公募要領及び仕様書の配布

① 配布期間

2022 年 8 月 4 日（木）から 2022 年 8 月 31 日（水）まで

② 配布方法

協会ホームページ「契約情報：2025 年日本国際博覧会 会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務の公募について」からダウンロードすること。なお、郵送による配布は行わない。（https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/）

（２）先行調査成果物の開示

本業務の提案への参加にあたり、先行調査成果物の開示を希望する企画提案者は、「先行調査成果物開示請求書 兼 守秘義務誓約書」（様式１）を提出することにより、電子データによる先行調査成果物の開示を受けることができる。

① 開示請求期間

2022 年 8 月 4 日（木）から 2022 年 8 月 10 日（水）17 時まで

② 提出方法

電子メール（送信先：kaijyokanri@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【開示請求】2025 年日本国際博覧会　会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務」と明記し、「先行調査成果物開示請求書 兼 守秘義務誓約書」（様式１）に記入・押印のうえ、PDF にしてメールに添付し、提出すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示請求は受け付けない。

※なお、「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価準備書」は、協会ホームページにおいて公表している。

（https://www.expo2025.or.jp/news/news-20211001-01/）

③ 開示方法

電子メールにより開示する。

（３）応募書類の受付

① 応募書類の受付期間

2022 年 8 月 29 日（月）から 2022 年 8 月 31 日（水）まで

② 応募書類の提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。

※2022 年 8 月 31 日（水）までの消印があるものを有効とする。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階
公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 会場管理課
（担当：栃尾、中西）

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。（送信先：kaijyokanri@expo2025.or.jp）

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて受信の確認を行うこと。

電話番号：06-6625-8745
（10 時から 17 時まで　※12 時から 13 時までを除く）

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（４）下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。**なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入をすべて削除すること。**

（特に、企画提案書は、仕様書３「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。）

【応募時に必要な書類】

ア　応募申込書（様式２：原本１部）
イ　企画提案書等（仕様書　２（３）：①～③の書類：原本１部、副本５部）
①　企画提案書＜Ａ４用紙、様式事由＞
以下の順に沿って、できるだけ分かり安く、簡潔に記載すること。
・提案者実績、業務実施体制
・会場内清掃
・廃棄物管理
・業務遂行スケジュール（案）等の整理
② 全体概要＜Ａ３用紙（折込）１ページで作成、様式自由＞
業務全体の概要（検討方針及び進め方、業務実施体制、情報収集・調査方法等）などについて簡潔に表現すること。
③ 工程表＜Ａ４用紙 様式自由＞
準備内容・提案内容とりまとめ、中間とりまとめ、報告書作成等の全体の工程を示すこと。
ウ　応募金額提案書＜様式３＞
業務の合計値を記入するとともに、業務ごとに積算を行った積算内訳も記載すること。
エ　事業実績申告書（様式４：原本１部、副本５部）
※７．公募参加資格（５）の履行実績を記載すること。
オ　共同企業体で参加の場合
①　共同企業体届出書（様式５：原本１部）
②　共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
カ　誓約書（参加資格関係）（様式７：原本１部）
キ　持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式８：原本１部）
【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】
ク　定款又は寄付行為の写し（原本証明すること。）（１部）
ケ　①法人登記簿謄本（１部）
・法人の場合に提出すること。
・発行日から３カ月以内のもの。
②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
・個人の場合に提出すること。
・発行日から３カ月以内のもの。
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
・個人の場合に提出すること。
・発行日から３カ月以内のもの。
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
①貸借対照表

②損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

シ　使用印鑑届（様式９：原本１部）

ス　印鑑証明書（原本１部）

セ　持続可能性の確保に向けた誓約書（様式１１:原本１部）

（５）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

（６）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

（７）その他

ア　応募は１者１提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類の提出に際しては、原本１部をＡ４ファイルに綴って提出し、副本５部はファイルに綴じずに提出すること。A3 版の資料は、Z 折で A4 版とすること。応募書類は電子媒体（CD－R 等）も合わせて１部提出すること。

※電子媒体へデータを格納する際は、原本・副本の両方を格納すること。

ウ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「２０２５年日本国際博覧会　会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務」

提案書　　株式会社〇〇（法人名）

エ　書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）

オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

9. 説明会

実施しない。

10. 質問の受付

（１）受付期間

公募開始日から 2022 年 8 月 12 日（金）17 時まで

（２）提出方法

電子メール（送信先：kaijyokanri@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会　会場内清掃・廃棄物管理基本計画策定調査業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式１０）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる質問は受け付けない。

ア　電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて着信の確認を行うこと。

電話番号：06-6625-8745

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 17 時まで※12 時から 13 時までを除く）

イ　質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載する。

（https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/）

11. 審査の方法

（１） 審査方法

ア　下記（２）の審査基準に基づき、評価委員による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ　審査は、書類審査にて行う。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。

エ　審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

（２）　審査基準

審査項目		審査内容	配点
実績		○提案事業者及び責任者・担当者が以下の順でいずれかの業務について実績があるか。 ・国際博覧会における同種業務 ・地方博覧会における同種業務 ・国内大規模国際イベント、国内テーマパーク等の大規模集客施設における同種業務 ・上記と同規模かつ類似業務	10 点
業務遂行能力		○本業務の遂行能力を有し、適切な実施体制を提案できているか。 ○業務推進スケジュールは、無理なく実現可能な提案となっているか。	10 点
本業務の目的・内容の理解度		○本業務の趣旨、目的を十分に理解した提案になっているか。 ○先行する計画を踏まえた、会場内清掃・廃棄物管理の基本方針が示されているか。 ○会場内清掃・廃棄物管理基本計画の策定に伴う課題や業務内容を十分に理解した策定方針が示されているか。	10 点
提案内容の充実度	会場内清掃	○各項目の検討に向けて具体的かつ適切な策定方針が示されているか。 ○万博のテーマ・コンセプトにふさわしい清掃のあり方や、清掃における省力化・コスト削減に資する方策の検討に向けた策定方針が示されているか。	25 点
	廃棄物管理	○各項目の検討に向けて具体的かつ適切な策定方針が示されているか。 ○焼却ごみの縮減や、「ごみゼロ」「食品廃棄ゼロ」を目指すための方策の検討に向けた策定方針が示されているか。	25 点
	スケジュール等	○業務遂行スケジュール（案）やガイドライン（案）について、適切な整理方針が示されているか。	10 点
価格点		○価格点の算定式 満点（10 点） x 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10 点
合　　計			100 点

（３）　審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する。（https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/）

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

② 全提案者の評価点（応募者が 2 者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
③ 最優秀提案者の選定理由
④ 評価委員会委員の氏名及び選任理由

④　最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア　評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

（１）契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。

（２） 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

（３）契約金額の支払いについては、精算払いとする。

（４） 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

（５）契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式１１）を提出すること。

（６）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

（７） 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

（８） 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

（９）（８)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①　契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

③　契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

④　契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑤　国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. その他

・応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。

・契約受託者（複数の構成員から構成されるときは、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行にあたっては、協会が今後定める「持続可能性に配慮した調達コード」などの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

（https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf）